

2 庶務諸給与事務

(1) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課	障がい者自立相談支援センターにおいて、1週間当たりの勤務日数が1日である非常勤職員2名（雇用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の服務管理について、年次休暇が1日であるところ誤って0日として処理していた。	大阪府非常勤職員就業等規則に則り、適正な事務処理に努められたい。 【大阪府非常勤職員就業等規則】 （年次休暇） 第15条 非常勤職員（交流員を除く。以下この条において同じ。）のうち、六月を超える期間の定めにより勤務するものの年次休暇は、定められた雇用期間につき別表第1に掲げる日数とする。 別表第1（第15条関係） 一 1週間当たりの勤務日の日数が定められている者 <table border="1" data-bbox="1213 1026 2113 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が5日の者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が4日の者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が3日の者</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が2日の者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1週間当たりの勤務日の日数が1日の者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日数	1週間当たりの勤務日の日数が5日の者	10日	1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	7日	1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	5日	1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	3日	1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	1日	大阪府非常勤職員就業規則にのっとり、適正な事務処理に努める。 障がい者自立相談支援センターにおける、平成27年度に雇用した非常勤職員に対する年次休暇の付与を確認したところ、適正であった。
区分	日数														
1週間当たりの勤務日の日数が5日の者	10日														
1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	7日														
1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	5日														
1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	3日														
1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月3日まで）